

大東亜戦争と知識人 (ハ)

——昭和前期の政治学——

大塚 桂

- | | | | |
|---|----------------------|-----|---------------------|
| 一 | 問題の所在 | 一〇 | アカデミズムの変容(以上第七卷第一号) |
| 二 | 学問の自由と国家権力(以上第五卷第四号) | 一一 | 戦争と政治学者 |
| 三 | 日本主義社会学 | (1) | 蠟山政道 |
| 四 | 日本主義哲学(以上第六卷第一号) | (2) | 今中次麿 |
| 五 | 日本主義経済学 | (3) | 戸沢鉄彦(以上第七卷第二号) |
| 六 | 日本主義法学(第六卷第二号) | (4) | 黒田覚 |
| 七 | 国体・高度国防国家(以上第六卷第三号) | (5) | 鈴木安蔵 |
| 八 | 日本主義政治学 | (6) | 内田繁隆 |
| 九 | 国体学(以上第六卷第四号) | | |

(4) 黒田覚

黒田覚は『国防国家の理論』(一九四一年)を書いた。

大東亜戦争と知識人 (ハ) (大塚)

まず、黒田は国防国家に関して考究している。この段階では陸軍主導のもとで高度国防国家建設が至上命題になっていただけに、黒田もまたこの問題に取り組んだといえる。高度国防国家は、自由(主義)国家と対置される。

「国防国家体制は自由主義体制に対立するものである。国防国家体制は：広義国防の観念によつて、一切を規整しようとするのである。ここでは個々の国民や特定集団の自由及び権利の保護や伸長に重点が置かれるのではなく、これらのものをあげて全体的利益に奉仕せしめること——いはゆる公益優先——が要求されるのである。」⁽¹⁾

高度国防国家は全体主義的であり、公益優先でなければならない。と同時に、高度国防国家は戦時において派生してくる。

「国防国家体制、平時体制そのものを戦時体制化するものである。そして、それは一時的経過のものではなく、恒久的性格のものである。」⁽²⁾

黒田は高度国防国家を恒久的としている点で、注目される。恒久化するのであれば、社会・経済分野において統制がなされなければならない。

「今日の政治機構の改革の方向を規定するものは、革新政治である。：革新政治が：日本の戦時体制化を意味し、またその目的のための社会生活の各部門に対する統制の強大化を意味する。」⁽³⁾

黒田は革新政治がおこなわれ、高度国防国家を維持、発展させていくことを求める。

「革新政治は、憲法的に見ればむしろ憲法上のいはゆる『正常的状態』における諸措置の運用において、またはその諸機構・諸制度の改革において、非常事態を克服しようとするものである。：革新政治はいはば、非常時の常時化とも、または逆に常時の非常時化ともいひうべき特質をもつている。」⁽⁴⁾

明治以降帝国憲法により、政治がおこなわれてきた。しかし、欧米流の自由主義的、個人主義的要素を排除しなければならぬと、黒田は考えている。

「日本の革新政治の手段を輪郭づけるものは、日本の立憲主義的構造である。日本の全体主義は、その立憲主義的構造の発展の上に実現せらるべく制約づけられている。∴日本の革新政治のもともところは立憲主義的機構の破壊ではなく、立憲主義的機構の自由主義的・個人主義的把握に対する反省であり、かやうな観念を基礎として築かれた政治機構の改革である。」⁽⁵⁾

黒田は大日本帝国憲法体制の枠内で、高度国防国家化は可能であると認識している。

「国防国家化の形式は、∴日本の場合にはこれを立憲主義的憲法としての帝国憲法の限界内において、帝国憲法制定の本旨の線に沿うて実現せねばならないのである。」⁽⁶⁾

高度国防国家も、大日本帝国憲法体制の多元的構造の前で頓挫しかねない状況がある。要するに、官僚による統制手段によって高度国防国家が達成される。

「日本の国防国家化は支那事変の発生以後、急速なテンポをもつて開始されたのであるが、これは国内の政治的多元性の前に足ぶみせざるをえなくなつた。内閣は重臣・軍部・官僚・政党などの多元的勢力の縮図的表現に外ならないのであり、たかだかこれらの諸勢力の妥協的所産といひうるものであつた。∴日本の国防国家化は∴比較的技術的な範囲においてのみ実現せられたのである。その主なるものは官僚的経済統制であつた。」⁽⁷⁾

黒田は、「官僚が日本の国防国家化の急務のためになした積極的役割は、高く評価しなければならぬ」として⁽⁸⁾いる。しかしながら「官僚はこの自己の政治的勢力の地盤をゆり動かすやうな変革は欲していないのである」⁽⁹⁾点が

問題である。となると、高度国防国家実現のための主体はどこに求められるのであろうか。

「国防国家化のための政治的多元性の克服が、政党内閣の復活によつても、また官僚的支配の拡大化によつてもなしえないとするならば、後にはいかなる方法が残されているのだらうか。誰が考へても一二の考へしか出てこない。その一つは軍部を中心にした政治的諸勢力の統一化である。：軍党内閣ができれば、恐らく現在の政治的多元性は機械的には克服されるであらう。しかし有機的な統一が成立するかどうかは疑はしい。なぜなら軍部も官僚もひとしくそれ自体封鎖的な社会だからである。」⁽¹⁰⁾

軍党内閣の成立によつても統一した政治機構は不可能だとすれば、黒田はどのような政権構想をもつのであろうか。

「現在の政治的多元性の克服のためには、一番迂遠な方法しか残されていないことになる。それは政治的に組織されていない非政治的なものとしての国民的社会的地盤を政治的に編成することである。この場合に、まづ国民の職能的編成が前提されねばならない。」⁽¹¹⁾

黒田の構想は、立法の領域における職能的編成¹¹衆議院の職能議會化と行政の領域における職能的編成¹¹社会における職能的編成を断行することにあつた。黒田は、「国家総動員法の成立は、国防国家への第一歩を示すものである」⁽¹²⁾と考へていた。

「国家総動員法は：徹底的に国民の権利・自由を制限している。また高度の委任立法の形をとつてその詳細の規定を勅令に委任することによつて、議会の立法協賛の機能を実質的には著しく限定している。これらはいづれも国防国家の目的のための国民の権利・自由の限界性を示したものであり、：国家総動員法は立憲主義的憲法と

しての帝国憲法に基づく日本の政治構造中に、国防国家的形態を植えつけたのである。⁽¹³⁾

黒田は高度国防国家実現のためには、国家総動員法の成立、ならびに国民の職能的編成がなにもまして急務であると考えていた。

黒田は、東亜問題に関しても考察している。日本は東亜新秩序にあつて、指導的な立場となる。

「建設せられたる東亜新秩序において、東亜の諸民族が東亜の地域的運命の共同を意識することも、日滿支の三国が各々この新秩序の構成部分として、平等の關係に立つことも考へられる。またこの新秩序において日本がなんらかの特殊的地位をもつとすれば、これは権力的な支配の地位ではなく、指導の地位であることも承認せられる。⁽¹⁴⁾」

「ナチス的な指導者理論からいへば、指導者は権力的支配者ではない。権力的支配者は被支配者としての国民に対立する。ところが指導者は国民のなかから生れ、国民に対立するものではない。国民は指導者の被支配者ではなく聴従者である。かやうな構造を東亜新秩序にあてはめて考ふれば、日本は東亜の他の国家に対して指導者ではあるが、支配者ではないこととなる。日本は東亜の協同体を表現することによつて、指導者の地位を占めるといふことになる。⁽¹⁵⁾」

東亜新秩序の建設まで日本は、権力的作用を行使してもかまわないと黒田は述べる。

「東亜新秩序の建設の担当者としての日本の地位は、東亜の他の国家と同一ではない。ここでは東亜新秩序の建設にいたるまでの一時的経過的手段としての、日本の権力的契機が重要視されねばならぬ。この日本の権力的作用は、実現せらるべき東亜新秩序の理念によつて正当づけられるものではあるが、しかしこの東亜新秩序を建

設するための一種の独裁的性格をもつものである。この権力的作用は東亜新秩序の完成によつて消滅するもの
はあるが、それまでは不可避的のものである。⁽¹⁶⁾」

黒田は要するに東亜諸民族に対する日本の優越と権力手段を肯定していることになる。日本が高度国防国家化を
すすめていくことは、畢竟東亜新秩序建設への近道となる。

「東亜新秩序は拡大化されたところの、いわば国防国家——国家といふにはあたらないけれども——的形態で
ある。東亜新秩序そのものが、東亜外の諸勢力に対する東亜の諸国家の共同防衛といふ意味をもつては
明らかである。東亜新秩序の理念は東亜の諸民族の地域的運命の共同の意識に立つといふのは、これを明らかに
しているのである。この意味からいへば日本の国防国家的形態が、この共同運命の防衛に寄与することの大であ
るのはいふまでもない。この点から見ても、日本の国防国家的形態は恒久的性格のものなのである。⁽¹⁷⁾」

黒田が高度国防国家を恒久的と考えたのは、東亜新秩序の建設とその発展のための必要条件となるからであった。
「東亜新秩序の建設が高唱される所以は：東亜の地域的な共同運命の防衛のための一つの恒久的な制度・秩序
を建設する点に存するのである。かやうな思想は、単に観念的な国際主義の産物ではない。むしろ日本民族の祖
国防衛の意識から出発して、この意識に内在せしめながら、しかも日本民族のみならず、東亜の諸民族を包括す
る一つの地域的共同運命の防衛の意識にまで到着せざるをえなかつたところの、社会的現実の要請のなから生
れたものである。⁽¹⁸⁾」

黒田の高度国防国家は、対内的(国家総動員体制)かつ対外的(東亜新秩序)に意味を有していた。黒田は、「東亜
の地域的運命の共同といふ觀念もやはり二十世紀の新しいミトスと考へねばならない。：東亜の地域的運命の共同

といふ観念は、そのミト斯的性格のなかに偉大な実現のモメントを含んでいる⁽¹⁹⁾、と東亜新秩序を位置付けていたのであった。

黒田は美濃部事件以後の憲法学を、ナチス法学就中シュミットの独裁論、憲法制定権論を援用しつつ再興しようとした。

- (1) 黒田覚『国防国家の理論』弘文堂書房 一九四一年 一五頁。
- (2) 同上 一七頁。
- (3) 同上 六〇―六一頁。
- (4) 同上 六三頁。
- (5) 同上 六八頁。
- (6) 同上 九五―九六頁。
- (7) 同上 一三八頁。
- (8) 同上 一三九頁。
- (9) 同上 一四〇頁。
- (10) 同上 一四〇―一四二頁。
- (11) 同上 一四七頁。
- (12) 同上 二四八頁。
- (13) 同上 一〇〇頁。
- (14) 同上 一〇六―一〇七頁。
- (15) 同上 一〇七頁。

(16) 同上二〇八頁。

(17) 同上二〇九頁。

(18) 同上二四五頁。

(19) 同上二五三頁。なお、黒田覚については、宮本盛太郎「黒田覚におけるケルゼン・マンハイム・シュミット」『近代日本政治思想史発掘』(風行社、一九九三年)がある。宮本(一九四二―二〇〇五)は、「主権、権力、議会制の問題を中心として展開された戦前の黒田の議論に欠落していたのは、一方で、一九三、四〇年代(ただし四五年まで)の黒田のめざした方向と同方向を別の角度から追求した、同時代の大串兎代夫のような天皇の権威をひたすら正当化する理論であったと共に、他方で、個人の基本的な人権や自発的なアソシエーションの持つ卓越した意味を執拗に追う姿勢、ならびに、同質性の内容・国家権力の実態を再吟味する視角であった。後者があつたら彼の歩みは決定的に異なるものとなつたであろう」(同書一八七頁)、と評した。

(5) 鈴木安蔵

鈴木安蔵は戦後は、マルクス主義憲法学、政治学の泰斗として活躍した。しかしながら、戦前は『日本政治の規準』(二九四一年)にあつて、以下のような議論を展開していた。鈴木は、現在にあつては統制が必要であるとの認識を示した。

「一国の政治は国家生活の発展を根本任務とする。国家自身の発展を計ると共に、国家を構成する国民の物的ならびに精神的生活の保証・指導ないし統制を正しく行ふことが、政治の要請である。而してかゝる政治の根本課題の具体的内容を決定するものは、その時代、否その時期々々の国際・国内情勢であり、国内の政治的諸事情である。如何なる理想も、方針も、政策も、これらの情勢、事情と独立には実現し得るものではなく、抑々発生

し得るものでもないのである。⁽¹⁾」

鈴木もまた高度国防国家体制の樹立こそが、必然であると理解している。

「現代日本政治の進むべき客観的方向は何処にあるであらうか。これについては、もはや今日根本的見解の相違は存し得ないと思ふ。すなわち今日の国際情勢、また国内の経済事情、政治動向の規定するところは、高度国防国家体制の確立に帰着しているのである。これ不可避不動の方向であり、そしてまた現代日本政治の根本課題である。∴この事実を離れては、如何なる政治理念も、政治論も非現実的であり、空想的である。⁽²⁾」

高度国防国家体制の確立が、東亜ならびに世界平和実現の第一歩となる。高度国防国家は、あくまでも大日本帝国憲法を遵守しつつ構成されなければならない。

「東亜共栄圏の確立と言ひ、世界永遠の平和への寄与と言ひ、皇道の世界宣布と言ひ、諸々の今日唱へられて
いる理念の実現も、すべての根本においては、我が国が最高度の国防国家を樹立し得るか否かに掛つてい
るのである。この主体の確立なくしては、如何なる理想も畢竟するに単なるユートピアに終らざるを得ないのである。
そして私は、かゝる根本問題の達成の際の最高規範は帝国憲法に求めるべきであると信ずる。∴この根本規範に
準拠することは、我が国においては絶対的条件であることを特に力説して置きたい。思ふに新体制の樹立に志す
人々が、常に我が国体に則ると言ふは、換言すれば、帝国憲法を規範とするの意であると信ずる。∴帝国憲法は、
我が国体の法的要約・表現であり、現代日本国家の進むべき根本軌道、国家統治権発動の根本規則、国民が国家
構成の一員として行動すべき根本準則を規定せるものであり、畏くも統治権者たる天皇御自身が、その統治権の
御行使に當つて依拠し給ふところの根本法なのである。⁽³⁾」

鈴木は、「最高度国防国家体制の確立は、今や否応なしの客観的必然性を有している、それを怠ることは我が国家存亡の岐路にたつことである。しかしながら、…古き伝来の国民性、国民文化、国民的教養をもつてしては、如何なる新しき機構、体制といへども、運用し得ないのである」と述べて、あらたな取り組みをすべきことを示唆する。それでは、新体制確立のための主体的ならびに客観的条件とはなんであろうか。鈴木は、「高度国防国家の確立は、我が国家の基礎を強固にし、国家の光栄を中外に輝やかす根本条件である」とし、「統帥と国務との調和」をあげる。さらに、「新政治体制においても、帝国議會は重要な中枢的地位を占めねばならぬと信ずる」という。その理由としては、「従来の政党組織を不備不完なりとし、職域奉公、職域翼賛意の国民組織が確立されることは、それが従来の政党よりも一層密接に、完全に国民を大政翼賛に向はしめ、国民の意志を反映せしむるに役立つならば、極めて妥当適切であるが、その国民組織自体は憲法上の機関ではないのであるから、その国民組織によつては反映、発表、伝達、統合せられし国民の奉公の誠は、帝国議會を通して大政に翼賛することとならねばならぬのである」からである。

鈴木は、「新政治体制建設の事業は、何よりも先に国民自身の共鳴、協力、否自発的参加によつてのみ達成されるのであるから、万一にも国民全体の衷心の奮起を伴はずして事が進行するとすれば、これは畢竟下からの国民運動ではなくして国民に対する上からの——しかも官僚と既成財界政界勢力の——天下りの押しつけ的運動となり、哀れむべき形骸に墮する恐れがある」と叙述した。鈴木は国民運動のたかまりを期待する。

「国民組織結成運動が、帝国憲法の根本精神の下に行はると共に、真実に国民的運動として展開することが必要である。そのためには、飽まで国民各層の意志、感情を十二分に反映せしめねばならぬ。言論統制は高度国

防国家の一条件であるが、同時に言論の自由は高度国防国家確立のための条件である。⁽⁹⁾」
鈴木は、大政翼賛会の成立と展開に期待を寄せている。

「大政翼賛会は、：対立諸政党の存続を以てしては、今日の高度国防国家の完成には不適當なりとし、それに代つて樹立された組織である。大政翼賛会が、その形式は異なるにせよ、従来諸政党の行なつて来た対議会方策を代行したとしても、それは勿論憲法上何ら問題となる筈はない。⁽¹⁰⁾」
そもそも、政党不信の原因とはどこにあるのであろうか。鈴木の見方は、以下のとおりである。

「財閥地主以外の国民の利害が真実に顧みられ、その意思が反映されし政党であつたなら、国民的支持を失ふること、かくも甚しき筈はなかつたのである。帝国議会の協賛権は、かゝる財閥地主的政党によつて、主として行使さるゝに至つたのであねから、そこに『臣民翼賛』の道が閉鎖されたことは言ふまでもない。：議会政治否認の思想は、：国民的抗議の一つの表現とも言ふべき史的意義を有していたのである。そして、反感、抗議は往々にして極端に走る。：その極端から生れたものは：所謂官僚独善の内閣ではなかつたか。それは政党が国民生活と遊離し、私利を追ひ党利に走つたのにも劣らぬ誤謬を犯し、国民不信を招いたのである。⁽¹¹⁾」

大政翼賛会によつて、「我々は今、この二つの誤謬を清算すべきである。：万民翼賛は、旧政党の清算と共に官僚独善の清算を前提とする⁽¹²⁾」、と鈴木は期待しているのがわかる。

「大政翼賛会によつて今後組織さるる国民組織は、従来の政党よりも一層完全に国民の实情、意向を反映・伝達せしめ得るものであつてこそ有意義なのであるが、その国民組織も大政翼賛会もそれ自身としては憲法上の機関ではないのであるから、それによつて集められたる国民の实情、意向は、帝国議会を通して、大政翼賛の実を

挙ぐるやうになされねばならないのである。政府の強化、行政権の集権化は、国防国家体制上必至とするところではあるが、かゝる国民的組織と帝国議会との連携によつて、その集権的強力政府は、最も能率的に有効に、しかも国民の実情に基いて国民の心情にいきゝかの不安、疑惑も残すところもなく国政を処理し得るに至るであらう。⁽¹³⁾

高度国防国家体制の確立は、第一に「大政翼賛会が新たに、より適切に、國務大臣、帝国議会と国民とを連結する国民的組織として成長することを我々は切望する⁽¹⁴⁾」ところにある。

高度国防国家体制の確立のためには、第二として内閣制度の改革である。

「真に強力なる内閣を成立せしめ得べき官制としては、総理大臣の権限を強大にすること（文官大臣に対する支配権については論なきところであるが、統帥事項についても総理大臣も直接指揮権は有していない、従つて強大権限を与へられる総理大臣と軍との関係が更に密接不離となるやう考究されねばならないであらう）、國務大臣と各省長官とは分離すべからざること、両者を分離せしめずして、而も國務大臣の権限を一層強固ならしむること、を主眼とすべきであらう。⁽¹⁵⁾」

後述するが、國務大臣⇨行政長官分離論がかまびしく議論されているなかで、鈴木の見解は特筆すべきである。鈴木は田村徳治らの議論を批判する。「実質的に各省を支配し命令し得る権限を与へられざる國務大臣が強力であり得るとは考へられない、却つて現在の内閣に対する参議のごときものとなる危険を有する⁽¹⁶⁾」と。さらに、鈴木は内閣制度の改正についてふれている。

「最高度国防国家においては、内閣が最も強力なる権限を有し、国政の中心たる機能を發揮し得なければなら

ず、而してその首班たる総理大臣が強力なる権限を有せねばならぬ。軍の絶対的支持は勿論必要であるが、軍は直接国政に干与し国政全般に互つて指揮命令すべきものではないのであるから、その支持のみを以てしては十分であり、内閣自身が巨大なる権限と共に、最も有力なる政治的背景を有するものでなければ、国防国家の建設・維持は不可能である⁽¹⁷⁾。

高度国防国家体制の確立に際しては、内閣の強化、就中内閣総理大臣の権限拡大が要請される。「内閣総理大臣は各省大臣を、各省大臣の主任事項の一切について指揮すべき権限を有すべきであり、また内閣が各省の予算と最高人事とに対する決定権を有すること⁽¹⁸⁾」が、必要最低限の条件となる。

鈴木もまた日本が高度国防国家体制を推進していくことが、東亜共栄圏の確立と世界平和に資することになると考えていた。

「我が国が、最高度国防国家体制の確立に邁進しつゝあるのは、単に当面の敵対国家、敵性国家に戦ひ勝たんがためのみでないことは言ふまでもない。東亜共栄圏の確立、東洋永遠の平和の確保と言ふも、なほ目的の究極を尽せるものとは言ひ難い。八紘一字の大理想を以て、皇道を全世界全人類に宣布・確立するにあると言はねばならないのである⁽¹⁹⁾。」

戦後、鈴木は政治学研究会を組織したが、それは「日本における政治学の発展の重要性を痛感し——戦争についての自分の批判欠如、また多くの政治学者たちの戦争加担についての反省から——蠟山政道その他の人々に呼びかけて政治学研究会を組織⁽²⁰⁾」したことを回想している。

- (1) 鈴木安藏『日本政治の規準』東洋経済新報社 一九四一年 二八八頁。
- (2) 同上二八九―二九〇頁。
- (3) 同上二九〇―二九一頁。
- (4) 同上二九五頁。
- (5) 同上三〇二頁。
- (6) 同上三〇三頁。
- (7) 同上三〇三―三〇四頁。
- (8) 同上三〇六頁。
- (9) 同上三〇七頁。
- (10) 同上三一七頁。
- (11) 同上三二二―三二三頁。
- (12) 同上三二三頁。
- (13) 同上三三四頁。
- (14) 同上三三一頁。
- (15) 同上三三一―三三二頁。
- (16) 同上三三二頁。
- (17) 同上三三六―三三七頁。
- (18) 同上三三七頁。
- (19) 同上三三三―三三四頁。鈴木は『太政官制度と内閣制度』(昭和刊行会、一九四四年)で、「強力政治実現は近年我が国における挙国的要望であり、これが実現のために、現役陸軍大将の首相・陸相の同時就任、内閣と大本営との連絡会議による連携、総動員法より最近の戦時行政特例にいたる行政権強化のための根本方策樹立、行政簡素化・官吏制度

改革の断行、また選挙における有力な推薦制の創始、大政翼賛会改組による国民運動の統一、翼賛会発足による政治勢力一元化の試み、はたまた統制会の育成強化等、着々その対策が講じられきたり、特に大東亜戦争開始以来急速にその整備についつつあるのであるが、我が国家の当面する極めて緊迫せる決戦事態にかんがみるとき、なほ一段の体制完備も必須とするのである。」(196)、とアジっている。

(20) 鈴木「きびしい」『基督者的』「今中次磨先生」『今中次磨 生涯と回想』一九九頁。なお、鈴木安蔵については、竹中佳彦『日本政治史の中の知識人(上)』(木鐸社、一九九五年)参照。

(6) 内田繁隆

早稲田大学の内田繁隆は『新政治体制の原理』(一九四一年)のなかで、現実科学的な政治学の樹立を目標とした。政治学は時代に即応したものでなければならぬとの理解である。

「現代政治学においては、自由放任と不干渉主義を原理とした消極国家の思想から、協同体生活の計画的・組織的管理を要請する積極国家の思想への移行が先づ第一に要請される。そしてその方法論において、分析主義に代る総合主義が、原理においては個人的自由主義に代る協同体原理が、無計画的競争の代りに計画的統制が新時代の政治生活を性格づける諸問題を意味する。かかる新時代の要請に即応して新政治学の樹立を期する。これが現代政治学徒の任務であり、責任である。」⁽¹⁾

内田は、協同体原理と管理とが、現代国家にあつて必要となると考えている。

「政治生活は人間協同体の公共生活面に属し、それは、権威的組織体としての国家による精神指導的世界観及び協同体原理に基づく総合的計画的管理を意味するものである。」⁽²⁾

内田は、「協同体原理の立場からする国家概念が現代における最も妥当な学説であると信ずる⁽³⁾」、とし、新政治体制の原理の究明にすすむ。内田は積極政治を展開しなければならぬという。

「現代の要求する積極政治の体制は、政治的責任の担荷者としての政府と国防体制と政党が一体として政治的指導体制を構成するものでなければならぬ。それは、かゝる三機構の間に、政治的職能の分化を認めつゝ、政治的責任を政府に集中する政治体制を意味する⁽⁴⁾。」

現代あつて国家の基本的任務とは、いかなるものであろうか。内田は詳細に整理している。

「第一に、国家はその政治的協同体の総合的・計画的管理をなす任務を有する。これは自由主義に代る協同主義的統制主義の原理に基づく国家の積極的任務の一つである⁽⁵⁾。」

「第二に、国家は：協同体の発展を指導すべき任務をもっている。：国家は世界史意義の実現のために協同体生活を指導しなければならない⁽⁶⁾。」

「第三に、国家はその指導原理としての政治学的世界観の実現を期すべきである。これは前記の二つの任務を包括する原理的な基本的任務に属する⁽⁷⁾。」

内田は、世界協同体の実現を究極的な目標としなければならないという。

「政治学的世界観は第一に、八紘一字即ち世界一家としての世界協同体の実現をその最高理念とする。それは、世界の発展と共に、幾段階を画しつゝ実現過程に在る。そして今や小民族協同体の分化・対立を超越して、大地域協同体若くは広域生活圏として大陸的諸民族の協同生活体が創造されようとしている。国家はまさにその国民的総力の高度發揮を期待しつゝかゝる新協同体秩序の創出を指導している⁽⁸⁾。」

では、協同的な世界協同体建設のためには、まず新体制(国内)が確立されなければならない。具体的には、政治指導の一元化である。

「現代政治においては、政治的指導の一元化と執政体系の確立が要求せられ、企画・立法及び行政の政治行程を一貫して最も能率的かつ効果的に推進しうる執政府の樹立が問題となる。機構的には、…首相権限の拡大とその直属機構の整備強化が要請される。」⁽⁹⁾

「新政治体制においては、…勢力均衡的政治体制の革新が要請される。具象的には、それは立法・行政・司法三権力の平等分立とその間の相互牽制を建前とする政治機構でなく、行政及び司法を含めての狭義の政府による能動的な執政態勢をとらねばならぬ。換言すれば、それは執政部活動の制限を旨とする立法部中心の政治形態を革めて、執政部を中心とする積極政治の新体制を形成しなければならない。」⁽¹⁰⁾

内田は、行政部門の拡大につれて統制がおこなわれると考えている。

「現代政治の一般的傾向は、権力分立主義に立つ議会主義から執政主義の政治形態への移行を示唆するものである。別言すると、それは立法国家から執政国家へ、不干渉主義の消極政治から、計画的統制主義の積極政治への転化を意味する。」⁽¹¹⁾

「国家統制の強化は、国民協同体における現代政治の積極的任務及び新時代創出のための政治の指導的役割といふ観点からも当然の帰結である。」⁽¹²⁾

新政治体制にあつては、以下のアクションプログラムが設定されてくる。

「一、大東亜共栄圏を基調とする世界新秩序の建設

二、新政治理念を基礎とする国内新体制の確立

三、執政主義を中心とする執政府の整備強化

四、新国民組織に根ざす会議制の改新

五、大政翼賛運動を中心とする国民の指導⁽¹³⁾

内田も「わが国の新体制運動…には、国内新体制の樹立と新東亜の建設といふ二大課題がある」、とし、国内政治と国際政治とがリンクしているとの認識である。そもそも、新政治体制の確立にあたっては、第一から第三期にいたるプロセスを踏んできた、と内田は整理している。

「第一期は、満州事変と五・一五事変を転機とする非常時の現出期である。」⁽¹⁵⁾

「第二期は、二・二六事件を転機とした昭和十一年春から支那事変までを画する時期である。」⁽¹⁶⁾

「昭和十二年六月初旬の第一次近衛内閣の出現、同年七月七日の盧溝橋事件を発火作用とする支那事変の進展とともに、革新日本の第三期に入った。そして、この時期の特徴は、事変の発展につれて、東亜新秩序の建設と国内の戦時体制化の推進がわが国の新たな任務として課せられた点に存する。」⁽¹⁷⁾

新政治体制の確立に際しては、国民運動が必然となる。

「国民組織の問題の重要性は、…現代における国民的新秩序の形成を期する点に存する。」⁽¹⁸⁾

日本は万民翼賛の伝統があるからであり、協同体的な原理が底流にあるからである。

「わが国家を更に具象的に把握すると、国家は大家族制を典型とする協同体的国家型であつて、その基本構成において協同体的全体性を有する。…わが国の如き正統主義君主制の厳存する…国家の一典型である。かかる国

家においては、政治的協同体の本質における君民一体の基本的意識に基づいて、万民翼賛の政治体制が問題となる。これは、わが国家の本質形態が要求する政治形態であり、大政翼賛運動が一の国民運動として進展する所以である。⁽¹⁹⁾」

万民翼賛政治の特質とは、いったいいかなるものであろうか。

「第一に、その政治の協同的・全体的性格である。」

「第二に、その政体においては、国民生活の方式は、職分奉公の理念に基づいて行はれる」

「第三に、…公共生活を第一義とする公益優先の精神が指導原理となる。⁽²⁰⁾」

内田は、具体的に大政翼賛運動を評価している。

「大政翼賛会の任務…の要は、国民運動の指導体として大政翼賛の運動を指導し、八紘一宇の道義的世界協同体の実現を期する政治的世界観に基づいて、臣道実践、職分奉公の立場から、大東亜共栄圏の建設、高度国防体制の確立、国内新体制の樹立を目指して、大権の下に、国策の立案・計画及びその執行において政府と協力することである。そして、具象的には、それは政府と表裏一体の関係において、上位下達と下意上達の機能を果たすものである。⁽²¹⁾」

内田は政治機構の改革と大政翼賛運動により、国内新体制を推進していくべきことを説いていた。

(1) 内田繁隆『新政治体制の原理』改造社 一九四二年 六頁。

(2) 同上七八頁。

- (3) 同上 一〇〇頁。
- (4) 同上 一一三頁。
- (5) 同上 一二五頁。
- (6) 同上 一二五—一二六頁。
- (7) 同上 一二六頁。
- (8) 同上 一二七頁。
- (9) 同上 一三六頁。
- (10) 同上 一八二—一八三頁。
- (11) 同上 一三七頁。
- (12) 同上 一七〇頁。
- (13) 同上 一六二頁。
- (14) 同上 一六三頁。
- (15) 同上 一六四頁。
- (16) 同上 一六五頁。
- (17) 同上 一六七頁。
- (18) 同上 一七五頁。
- (19) 同上 一七二頁。
- (20) 同上 一七三—一七五頁。
- (21) 同上 二六八頁。なお、内田は自身の研究生生活を振り返って、「史的展開に即して、その変化の事実と学問思想の動向を忠実に究明することを任務と考えました。そこで学生生活の後期からは、マルクス主義をはじめ、いろいろな社会思想から多元的國家論、その他第一次大戦前後に提言された諸学説を研究しました。次いで、ナチスやファシズムが現

実的な問題となった一九三〇年代から第二次世界大戦の進行中にはそれに関する思想や学説を究明するのに努めました。そして終戦後には民主主義と平和主義を基本とした社会科学の集大成の時期であり、そこに本来の意味での新時代が開創され、世界史の新段階に入ってきたと感ずるようになりました」(同上二頁)、と回顧していた。内田の経歴や著作に関しては、河原宏編『内田繁隆先生古稀記念 政治の思想と歴史』記念論文集刊行会 一九六三年参照。